

飲食店を経営されている皆さまへ

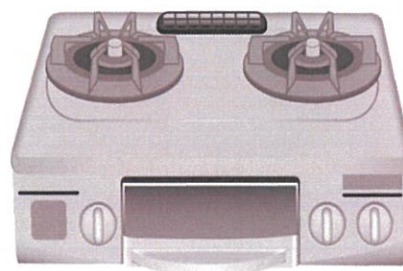
火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となります



平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災を踏まえて、消防法施行令等が平成30年3月28日に改正されました。火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等においては、原則として延べ面積に関わらず消火器を設置することが義務付けられました。

火を使用する設備又は器具とは

火を使用する設備又は器具とは、厨房設備や調理を目的として火を使用する設備又は器具が対象となります。また、熱源が電気



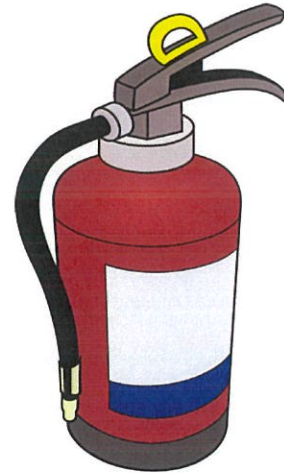
のみの設備又は器具は、直接火を使用するわけではないため、火を使用する設備又は器具には含まれません。

義務設置となるのはいつから？

2019年10月1日から消火器の設置が義務となります。

消火器の設置場所・本数・種類は？

飲食店等ごとに設置場所・本数に違いがあります
ので、詳細については各消防署にご相談ください。
消火器は業務用の消火器を設置してください。



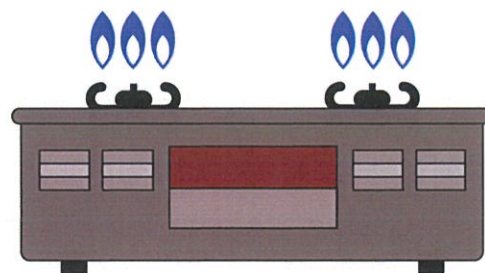
消火器の設置義務が免除となる場合

調理油過熱防止装置など、火を使用する設備又は器具の全てに「防火
上有効な措置」が設けられている場合は、消火器の設置義務が免除され
ます。

防火上有効な措置とは？

①調理油過熱防止装置

→鍋等の過度な温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し火
を消す装置



②自動消火装置

→厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置

③その他の装置

→圧力感知安全装置(カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより火を消す装置)

消防署からのお知らせ

消火器の設置義務の可能性のある事業所には、現在消火器法令改正についての説明会の案内を郵送しています。対象の可能性があるが郵送されていない事業所がありましたら予防課までご連絡をお願いいたします。



吉川松伏消防組合消防本部

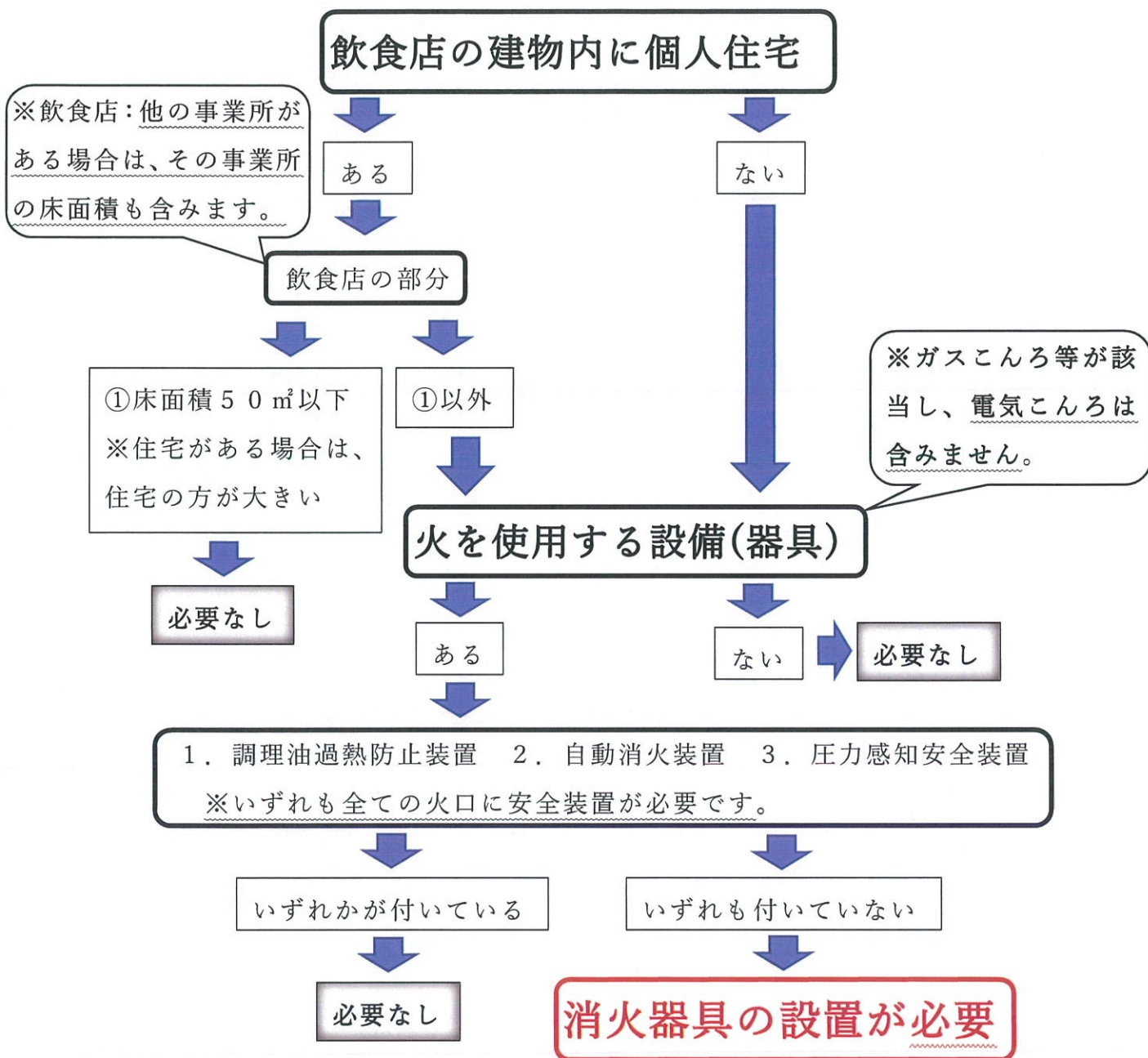
予防課 予防係

048-982-3919 (直通)

平日午前8時30分～午後5時まで

消火器具の設置が必要な飲食店の判定

※ 150㎡以上の飲食店は、下記の内容に関わらず消火器具が必要です。



※「必要」と判定になった場合には、説明会の参加にご協力ください。
なお、「説明会申込書」により FAX 又は電話でご回答お願いいたします。
また、「必要なし」となった場合には、説明会の出席は必要ありませんが、
「説明会申込書」により回答してください。

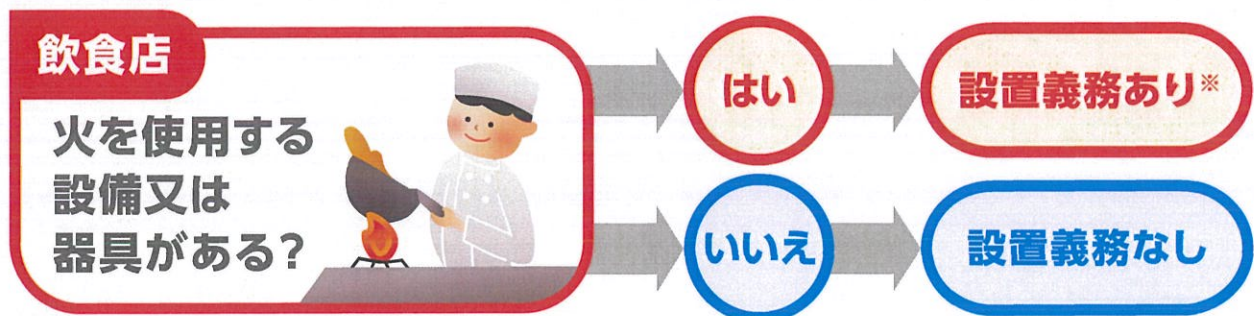
あなたのお店に 消火器は ありますか？



2019年10月1日～

糸魚川市大規模火災 (2016年12月22日 / 写真提供: 糸魚川市消防本部)

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。

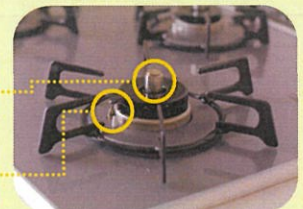


※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置 (火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置 (例: 圧力感知安全装置)

○ 調理油過熱防止装置

× 立ち消え防止安全装置



ガスコンロ

消火器を設置するにあたって

1

消火器を
設置します。
標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。

2

消火器を設置後、6カ月ごとに
点検し、1年に1回管轄の消防署へ
点検結果報告書を提出します。

※消火器設置義務対象施設においては、
点検及び消防署への報告が必要になります。



● どなたでもご自分で点検することができます!

蓄圧式消火器
製造年から**5**年まで
外観のみの点検

加圧式消火器
製造年から**3**年まで
外観のみの点検



蓄圧式には
指示圧力計が
付いています。



蓄圧式
消火器

点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



報告書はお近くの消防署にご連絡いただくか
下記よりダウンロードしてご利用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf

各届出に係るお問い合わせについては、
お近くの消防署までご連絡ください。



お問い合わせ先

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館